

「荷物運送」委託業務仕様書

1 業務内容

(公社)和歌山県観光連盟(以下「甲」という。)から配達を依頼された冊子等について、契約事業者(以下「乙」という。)が集荷するとともに、指定された配達先に運送する業務。

2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 配送業務開始日時

令和8年4月1日

4 担当

公益社団法人和歌山県観光連盟

和歌山市小松原通一丁目1番地

5 配達先

国内のうち、甲が配達を依頼した場所

6 発送に係る条件

(1) 発送日は、土、日及び祝日を除く毎日とし、運送する冊子等の集荷の場所及び時間は、次のとおりとする。

ア 集荷場所 和歌山県庁観光局観光振興課内

イ 集荷時間 午後5時

(2) 集荷対象

対象となる発送物は、縦、横及び厚さの合計160cm以内、1個の重量が25kg以下のものとする

(3) 乙は、特別な事情がある場合を除き、受託した日から5日以内に、名あて人に送付するものとする。

(4) 名あて人の転居等の理由により返送又は転送する場合の運送料については、乙が負担するものとする。

(5) 甲は、荷物の発送について差出票を作成するものとする。

(6) 乙は、(5)の差出票の記載内容に誤りがないことを確認の上、受領印を押印し、甲に返戻するものとする。

7 月報

乙は、当該月の配達業務が終了したときは、配達した数量及びその内訳を、速やかに報告すること。

なお、報告書の様式及び報告の方法については、甲乙協議の上定める。

8 その他業務内容に関する事項

(1) 業務内容に疑義が生じた場合は、乙は、速やかに甲と協議を行い、甲の指示を受けるものとする。

(2) 本仕様書に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。